

実践報告

少年院における教育を巡って

— 一教官の経験を通して —

林 和 治

- 1 少年は成長し変化する
- 2 少年院の概要
- 3 最近の収容動向について
- 4 少年院における教育の現状
- 5 少年院法の改正を巡って
- 6 更生の主体を育てる～まとめに代えて～

1 少年は成長し変化する

筆者は少年院の教官として矯正教育の世界に入り、在院少年と起居を共にする寮担任の経験を5年間重ねることから始め、36年間を現場施設や、それらを所管する監督官庁で勤務してきた退職実務家の一人であるが、今回このような場を与えていただいたので、実務を通して学んだことを振り返り、私見を交えつつ、少年院において実施されている教育のアウトラインを紹介させていただくこととした。研究者各位のご参考に供することができれば幸いである。

まず最初に、一つのスライド（本稿では掲載省略）をご覧いただきたい。これは、筆者が勤務していたある少年院の、A君（入院時中学生）の日記（コピー）の一部である。当時、日々成長する姿を見ていた小生が、後日職員の研修等に使用してほしいと出院前に当人の了解を得、実際に職員研修に使ってきたものである。（以下、日記の内容を活字化したのが、本稿では筆跡等の視

覚的情報は捨象されるのでご容赦願いたい。)

【1枚目】入院当日の日記

「きょうもいちにちでんをのりました。
きょうもいちにちせんせいとはなしました。
おふろがはいました。
きょうもきてからべんきょうおしました。」

大学ノートサイズの日記帳であるが、入院当日の記載は本文は全てひらがなで、1行1文で4行書かれている。この4行に、少年の心情が込められている。不安もあろう、新しい生活への言葉にならない期待もあろう。最初の文の「でんおのりました」とは、「電車に乗りました」だろうと推測した。職員に連れられて電車に乗ってきたということだろう。少年の施設間移送は自動車使用が望ましいが、場合によっては他の手段を利用せざるを得ないこともある。「を」の使用が出来ない。同じ書き出して始まるのは、日記の書き方の指導で、「今日一日にあったことを書きなさい」とでも言われた言葉を受けてのことか。

そして、日付の欄には不動文字の「曜日」の前に書かれた「金」の字だけが、唯一漢字で書かれている。しかし、よく見ると、それは文字というより、形をまねた図形である。「ひとがしら (傘)」の下に「干」の上が突き出た、カタカナの「キ」を直立させたものが書かれており、その下に開き気味の「V」字かチェック記号 (✓) のようなものが書かれており、その下に平らな横棒が引かれている。壁に貼られたカレンダーの「金」の字を見ながら、その形を写し取ったのではないか。実際、教官は、少しでも漢字を書けるようになってほしいと願って、カレンダーにある曜日を見て書くように指導することがある。辞書は全員に貸与され、使い方も指導されるが、それを使えるまでの学力がない場合も少なくない。必要があれば小学生用の辞書も用意されている。

【2枚目】入院して約2か月後の日記

「みんなでそとれはなみをしました。みんなや先生がたにたんじょうびをし

でもらってすごくかんどうしました。

たんじょうびをしているときにすごいきんちょうしました。

ぼくやみんなのためにたんじょうびをしてくれてほんとうにありがとうございました。

たんじょうびをしているときにぼくはなみらがれそうになりました。たんじょうびをしているときに先生にはなとてがみをもらってすごくうれしかった。先生にさんすをおしえてもらいました。

みんなで勉強をしました。

お母さんから手紙がくるのをすごくたのしみにしています。」

お花見会を兼ねた誕生会のことが、涙が出そうに嬉しかったと書いてある。喜びの気持ちが、野口シカ刀自の手紙のごとく、手に取るように伝わってくる。誕生日にお母さんの手紙を楽しみにしているという、子ども心が察せられる。入院後のわずか2か月で、一つのテーマを追って、文章に連続性・まとまりが出てきている。先生、勉強、母、手紙と、身近な漢字が使えるようになってきた。助詞の「で」の使用は曖昧、もしかすると発音そのものも間違っているのかもしれない。この「で」と「れ」、「だ」と「ら」は、混同の起こりやすい文字、発音のようである。

【3枚目】入院して約1年後の日記。

「今日校長先生が面会に来てくれてすごくうれしかたです。校長先生といろいろな事を話しました。校長先生に聞かれたことをちゃんといえたのが良かったです。今日炊事に行て一生懸命にやたのが良かったです。明日も炊事を頑張ります。」

この日の文章は日記帳の上では4行と短い、入院後1年経過したころの、しっかりした漢字かな交じり文である。このたった4行に、校長先生の面会を受けて嬉しかった様子が、ありありと描かれている。校長先生が来られたらどんな話をするか、担任教官と予め相談していたのかもしれない。尋ねられたら何と答えるか、練習していたのかもしれない。前向きに生活しようという意欲が感じられる日記である。この頃の彼は、最上級生として、給食室で炊事担当職員の手助けをする「炊事生」という役割に就いている。先生か

ら信頼され期待されていることの証だと、少年たちのあこがれの役割の一つである。嬉しかったことのあった後に仕事に向かう「がんばります」の言葉、輝かしく誇らしい表情が目には浮かぶ。

【4枚目】 出院前日の日記。長くなるが、全文引用する。

「今日一日私の問題であることを考えていました。今日一日少年院にはいてきてからのことを考えていました。少年院生活でつらいことかなしかたこと色々考えていました。私は今日で少年院生活をするのがさいごになります。明日はもう社会にでることになりました。よく考えるとこの1年間のあいだに私はひらがなや漢字を書けるようになりました。そのなかで集団寮でいろいろな先生方からご指導をうけ私の問題をかいつつしてもらったりしていました。私は本当に少年院にはいてきて本当に良かったと思っています。私は少年院に入りいけけんをしたと思っています。これらか社会にもどても社会生活を一生懸命にやります。もう二度と少年院にはいらないように真面目にやります。明日はもう社会にもどれる日です。今すごくうれしいです。社会にでも私の問題をわすれずに生活をしていきます。」

促音は、以前できていたのに、またできなくなった。「(少年院に入り) いけけん(をした)」は長音(ー)を補って「いーけーけん」、「いい経験」のことであろう。

1 ページにわたって改行段落がなく一気に書かれている。これは思考が中断していないということであろうか。連続して頭の中に浮かんでくる思いが、文章になって出てきているのであろう。文章が書けるようになっただけでは、自分のこれまでを時間軸に沿って見つめ直し、これからの生活への希望を持つようになっている。他者と自分の関係を表現できているのである。何と立派な日記文であろう。よくここまで成長したと感銘を受けずにはおかない。一人の少年の入院から出院までのこの4枚のスライドは、その少年の成長の一つの側面を、見事に証拠立てていると思われる。最初のたどたどしい日記からは、少年院に入院した当時の、年齢は中学生でも表情は小学生のように幼い、自信なげな子どもの姿が目には浮かび、1年後の日記からは、少年院の中で中学校を卒業して、社会に戻っていかうとする元気な若者が目

に浮かぶ。ちなみに、在院中に卒業の時期を迎えた少年は、在籍校の理解と協力を得て校長先生等に来院いただいて卒業式を挙行し、その学校の卒業証書を受けるのが一般的である。彼もまた、そうして元の中学校の卒業証書をいただいたが、学校の卒業がすなわち少年院の卒業（退院）ではない。そのあとも、自分自身の課題に取り組み、求められた水準に達したときに、保護者に引き渡されて仮退院となり、保護観察を受けたのちに、晴れて退院（卒業）となるのである。

少年院における一人の少年の成長の姿を、日記を通して眺めてみた。少年院の生活を通して少年は確実に成長する、このことを確信することから、少年の矯正教育は始まるといえよう。

もう一つ、俳優のUさんの例を紹介したい。彼は自らのブログやマスコミ等のインタビューに答えて明らかにしているが、少年時代、とても大きな暴走族グループのリーダーだったようだ。しかし少年院での生活を経て考えが変わり、高校編入のための勉強に力を入れた。そして現在、俳優として堂々とした人生を送っている。彼の考え方を変えたのは、在院中に母親が差し入れてくれた一冊の本であった。それを讀んだ彼は、自分も人生をやり直そう、今からでも遅くはない、と決意して勉強を始めたという。

想像するに、暴走族のリーダーをして夜道を走り飛ばしている時、たとえその本に出合っても、見向きもしなかつただろう。心配する親が、為になると考えた本を100冊買い与えても、手にも取らなかつたのではないか。少年院に入って、毎日の規律ある生活の中でじっくりと自分を見つめる時間が持て、家族や遊び仲間と切り離された生活の中で、人の繋がりの大切さに気付く、担任の教官等の指導の下で自分の歩んできた道を振り返り、生きるものの意味、人生の在り方などについて話をしているうちに、社会の中でたっぷりと吸い込んでいたどろどろしたものを全部絞り出して、圧縮されたスポンジのような状態になった彼の心は、ここぞと言わんばかりに、母親から温かい願いを込めて差し入れられた一冊の本に正面から出会い、求めていた本当のものを吸い取ったのだろう。そのような心境を育み、母親のプレゼントと正面から向き合うことができるまでに彼を変えたのは何か。彼がそのような出会いを掴むことができたのはなぜだろうか。彼が当時を振り返って取材を

受けた記事の見出しには「少年院が『本当の学校』だった」とある。

少年院とはどのようなところか、どのような教育が行われているのかを、歴史的な話題や施設改築の話題も含めて広く概観してみたい。

2 少年院の概要

ここで少しだけ、少年院の制度、歴史、施設等の話をしておきたい。

少年院は全国に 52 施設（分院を含む）、男女の別に設置されており、高等裁判所の所在地・管轄と重なるブロック（矯正管区）単位に、他の矯正施設（刑務所、少年鑑別所等）と併せて管轄されている。設置の根拠は少年院法であるが、同法上、少年院はおおむね 12 歳以上を対象としている。そして、おおむね 16 歳までを対象とする初等少年院、おおむね 16 歳以上を対象とする中等少年院に年齢で分かれており、おおむね 16 歳以上の少年のうち犯罪的傾向の進んでいるものについては特別少年院、またおおむね 12 歳以上で心身の故障のあるものを対象とする医療少年院という、4 種類が設置されている。少年院は少年を対象とする施設であるので収容期間は原則として 20 歳に達するまでであるが、20 歳に達した後でも、送致決定の日から 1 年間に限って収容が継続される場合もある。在院者は、収容期間の満了により退院するが、家庭裁判所は、一定の場合に、少年院長の申請を受けて 23 歳を超えない期間を定めて収容を継続するという決定をすることがあり、また、26 歳を超えない期間を定めて医療少年院での収容を継続するという決定をすることもある。なお医療少年院については、男女を収容対象としているが施設内では分隔されている。

このように性、年齢、犯罪的傾向の進度、心身の障害により送致すべき少年院の種類が決定されるが、少年鑑別所においては、少年院に設けられた各種の処遇コースにおいて実施される教育・処遇の特色等に従って送致先となる具体的な少年院を選択する。なお、少年院には、生活訓練や教科教育、職業訓練等を軸とした様々な処遇コースが設けられているが、早期改善の可能性等を考慮して、4 か月以内・6 か月以内という短期間のコースも設けられており、これらの対象者と目される者は、家庭裁判所の処遇勧告にしたが

って短期処遇課程を設置する少年院に送致される。

ところで、我が国で最初に作られた少年院は、旧少年法と共に施行された矯正院法に基づいて大正 12 年にスタートした多摩少年院と浪速少年院であるが、法律の施行は段階的に拡大する方式を取っており、全国に行き渡ったのは昭和 17 年であり、このとき全国には 7 つの少年院（法律上の組織名称は矯正院）が設置されていた。終戦後、收容すべき対象者が激増する一方、それまで非行少年等を受け入れていた民間の施設は一斉に廃止を余儀なくされたため、国立の少年院を多数設置する必要が生じて、これら民間の施設を国が買い上げる等の措置が講じられ、昭和 24 年 1 月 1 日の新少年法及び少年院法（矯正院法の廃止）がスタートする時点では、少年院は 25 施設になり、さらに新設や廃止が繰り返されて、昭和 46 年には 63 施設が存在していた。その後、老朽施設の廃止や移転等の措置により、現在は分院を含めて、52 施設となっている。

これらの施設は、少年院として新設されたものもあれば、前身の少年保護施設や旧軍の施設を転用するなどして、戦後の物資不足の急場をしのぎ、或いは、その後の社会事情の中で改修・改築がなされて今日に至り、多くは逐次近代的な建築に生まれ変わっている。施設の改築は、その時々建築技術を取り入れながら、多様な立地条件・社会的環境にも配慮しながら、教育・処遇の基本理念を活かす形の基盤整備が行われてきた。矯正教育の基本として少年が生活する寮舎や、社会復帰のための教育訓練を行う教室等との関係も、年代を経て変化してきている。寮舎は、戦後の「寝る場所・雨露を防ぐ宿泊所」から、「集団生活の中で基本的な生活指導を行う空間」として位置づけられ、昭和 40 年代後半には、寮舎と教室をあえて離れた配置により「通学」という概念が導入され、その後、集団生活が基本の寮舎も、定員 4 人の相部屋居室と個室を適当数組み合わせ、寮内における様々な指導に対応できるように工夫され、寮内の採光と空間的広がり確保のために光庭が設けられ、中庭を中心に寮舎や教室棟を配置することで移動空間を多様化するなど、単調になりがちな日々の生活に変化をもたらせるような工夫がなされたりしてきた。建物の外観も環境と調和するデザインが取り入れられ、また建物外壁、内装等の色彩にも細やかな配慮がなされ、自然景観や歴史・文化

的な風致に合致するものとなり、その意匠を讃えて建築界から賞を受けた建物もある。

最近改築が終わった施設が4施設ある。①旧海軍航空隊の広大な跡地を農場として活用しながら教育を行ってきた人吉農芸学院は、豊かな自然と共生する開放感ある施設に、②老朽化が進んでいるところへ大地震により体育館が大きく損壊したなど甚大な被害のあったあと一部改築補修等で切り抜けてきた新潟少年学院は、丘陵地と施設とが調和し安らぎとぬくもりを感じる施設に、③終戦直後に全国8番目の少年院として開設され明治以来の旧軍の施設を一部利用するなど老朽化に耐えて維持されてきた四国少年院は、文化と歴史の街の中で緑と安らぎのある施設に、④そして施設名の由来となっている海岸近くの湖沼のほとりから内陸部へ移転した歴史を持つ湖南学院は、古い城下町の伝統と調和しながら家庭のイメージを大切にされた施設に、それぞれの設計コンセプトの下で衣替えが終わった。折から、東日本大震災の復興の中で建築資材等の調達が難航したとも聞かすが、それぞれ平成23年度末には竣工している。(参考：法務大臣官房施設課「矯正建築・激動の10年を振り返って」(シリーズ3) 刑政123巻11号)

施設は教育・処遇の基盤であり、一旦立ち上がると、半世紀以上の耐久性をもって存在し続けることになる一方、そこ収容される、即ち生活することになる少年たちの特質は時代とともに、その社会を反映させながら変化する。教育の基本には一貫したものが存在しつつも、少年の抱える問題性やこれに対する教育の必要性から様々な方法論も導入されるので、インフラの設計は、そのことを念頭において、伝統と実績を重んじつつ、柔軟な対応も可能な配置、構造、デザインであることが求められる。

さらに今後の新営計画としては、本土復帰とともに現行法の下に入ったが琉球政府時代の建物を維持してきた沖縄少年院と沖縄女子学園、旧宇治少年院跡地へ京都医療少年院及び宮川医療少年院を移転集約するという構想の西日本医療センター、そして長年、少年が保護者と一緒の茶摘み体験を行ってきた駿府学園が、新たな整備の計画に入っているとのことである。

3 最近の収容動向について

少年院についての統計的なデータは、インターネット上の法務省のホームページから少年院別の入院事由別、処遇課程等別人員について最新の数値を見ることができるほか、犯罪白書には、前年のトピックに併せて、より広範な情報が掲載されているので、それらの詳細な情報が必要な方は、ご覧いただきたい。

少年院に入院した少年の人員数は、戦後 15 年ほどは年間 8,000 人を超えていたが、15 年を超えたころから急激に減少し、昭和 49 年を底に V 字形に反転して増加し、10 年後の昭和 58 年ころには 6,000 人を超え、以後 10 年ほどを掛けて逡減し、平成 7 年ころを底にして再び反転、数年後の平成 13 年ころに 6,000 人を超えたピークに達して、その後また減少して今日に至っている。少年院の処遇についての大改革があったのが昭和 52 年で、その改革は、その直前から始まった反発急増を後押しし、或いは牽引した形であるが、いずれにせよ、昭和 49 年の V 字谷以降、大きなフタコブラクダの背になって、年間おおむね 5,000 人を軸にした振幅を描いている。ここ数年は、4,000 人を割って漸減し、ラクダが首を下げている状態が続いている。

念のため付言しておくが、少年院の収容動向のベースには少年による刑法犯等の検挙人員の実数の増減があるが、少年院に収容するかどうか、少年院の教育を保護処分的手段として活用するかどうかは家庭裁判所の判断によるのであるから、検挙された少年非行が増加したから少年院の収容が増えるという単純な構造にはなっていない。グラフを比べても、必ずしもパラレルになっている訳ではない。少年院の収容動向を決定する要因は、あくまで個別の判断の蓄積であるが、検挙人員のほかに、非行内容、非行歴や非行深度、保護環境条件等、非行少年（対象者）本人やその環境が持つ要因に併せて、教育を実施する側（少年院）の要因としても、施設立地条件、実施している教育プログラムの充実の状況、教育を実施する教官の力量・専門性の在り方、そういった情報についての家庭裁判所に対する広報・浸透と保護処分的手段としての活用可能性への理解など、実に多様な要因が作用するのである。

4 少年院における教育の現状

(1) 矯正教育の仕組み

少年院は、先に述べた仕組みの上に、さらに改善更生に必要なと見込まれる処遇期間に応じて短期処遇と長期処遇に分かれ、実施される教育内容等に応じて、短期処遇には、特修短期のほか、短期教科教育・短期生活訓練、また長期処遇には、生活訓練・職業能力開発・教科教育・特殊教育・医療措置という、処遇課程（教育コース）が準備されており、少年院送致と決まった少年は、これらのどれかに送致されて矯正教育を受けることとなっている。

少年院におけるその教育は、入院から出院まで、新入時教育（導入・オリエンテーション等）・中間期教育（本格的教育指導）・出院準備教育（社会生活を目前にした、いわば仕上げの教育指導）という流れの教育課程が編成されていて、一人一人について、いわばオーダーメイドで作成される個人別の矯正教育計画に沿って、一人一人に設定される教育目標を達成するよう、様々な教育内容・方法が展開される。

その教育内容や教育についての考え方は、いろいろな観点から整理して説明することが可能であるが、ここでは、五つの切り口から、すなわち「生活する」「体験する」「身に付ける」「見つめる」「考える」というキーワードで説明してみたい。

(2) 五つの視点から

①生活する：矯正教育は、生活を教材として学ぶ教育である。

少年院は、家庭裁判所から送致された少年を収容して、矯正教育を受ける施設である。院生たちは、定められた日課の下で、仲間とともに規律ある生活を送っている。仲間がいる生活とは、つまり「他者」がいる生活、他者とともに生きていく集団生活ということであり、集団生活を体験することで、自分だけでは生きていけないことを知るのである。これは、生活そのもの、生活の中で生起する様々な事柄が、あまねく教材となっているということである。力を合わせたり競い合ったりはもちろんのこと、仲間から譲ってもらったり、我慢して折り合ったり、時には気が合わない他者と言い争ったりしながら、意見や要求を調整することを学ぶという、社会における人間関係の再学習がすすめられ、規範の内面化が達成されると考えられるのである。言

い換えれば、社会で生きていくということは、他者の存在を認めることであり、他者を自分の中に取り込んで新たな視点を獲得すること、自分の中に他者を育てていくことだともいえるであろう。少年院は、規模は小さくとも一つの社会として、人間関係の多様なつながりを学習する場である。さらにまた、節目に設けられている各種の儀式は、厳粛な雰囲気の中での規律ある行動により、自己統制力を高めて、社会人としての基礎力や基本的行動様式を身に付けていく場となっている。

②体験する：矯正教育は、成功体験・達成感から自信を深める教育である。

少年院の教育プログラムは、用意周到に計画された教育活動（教育課程）の中で多様な行事等の企画・運営を体験することで、感動体験・成功体験を積み重ねるよう組み立てられている。とりわけ、多くの少年が学校時代は受動的、或いは逃避的だったこれらの行事への対応に、初めて自らが主役となり、或いは重要な役割を受け持つことになる。時には、越えられそうもない壁にぶつかり、悩み、投げ出しそうになったり、投げ出してしまったりしたとき、お互いに支えあい、教官から激励されることを通して、もう一度頑張ってみる、という回復の体験もある。こうして達成感を味わい、「やればできる」「自分にもできる」という自信を深め、「役に立つ自分」を再発見していくのである。また自然環境の中での体験や、土との触れ合い（農園芸作業等）を通して、生命の尊さについても考える。長期間の準備・練習、困難に直面しての調整や工夫によって大きな達成感を味わう運動会や演劇祭といった大型行事への取組みや、情操をはぐくむ四季折々の季節感あふれた節句の行事等、協力したり気配りしたりしながら自らに与えられた責任を果たす役割活動、汗を流して奉仕することで充実感を味わうとともに感謝される喜びを知る社会奉仕活動など、多様な質量ともに豊かな体験の場が設定されているのである。

③身に付ける：矯正教育は、生活向上のための技能と知識を身に付ける教育である。

少年院では、社会で生きていくとはどういうことかを考えながら、地道に

生きていくすべの学習を進めている。言い換えれば、出院後の生活において、働く若者、学ぶ若者としての進路を考えながら、社会生活を円滑にする技能を修得することである。平素の生活指導や教育活動を通して、さらに SST などの実践を重ねて社会生活上のスキル、家族、友人、職場等々における円滑な人間関係の作り方を訓練・獲得する一方で、多様な職業資格（職業訓練等）の取得、あるいはまた、進学・復学のための学力向上などが、一人一人の教育計画の中に組み立てられて、本人の学習目標ともなっている。また、義務教育課程にある少年の場合は、出身学校との連携の下で学校教育の指導要領を踏まえて教科教育を実施し、出身校の校長の発行する卒業証書をいただけるよう配慮している。高校進学・復学を目指す場合は、必要な教科教育も実施し、学力向上を目指し、また、平成 19 年度からは、文部科学省との連携で、高等学校卒業程度認定試験を少年院内で受験することができるようになった。平成 23 年度の受験者数は 418 人、高卒認定合格者が 126 人、一部科目合格者が 269 人であった。

④見つめる：矯正教育は、反省を深め本当の更生を考える教育である。

少年院における日々の生活を通して、自分の非行を振り返り、再犯・再非行に陥らないような、具体的な方法を学習することが、矯正教育の重要な課題である。家族、友人等との関係を見つめ直すことはもちろん、特に被害者のある非行を行ってきた少年は、入院から出院までの生活の流れの中で、被害者の視点を取り入れた教育を受け、被害者の方の生の声を聴いたり、手記を読んだり、内省・内観といった集中プログラムの受講を通して、責任とは何か、本当の更生とはなにかということを考え、自らの非行についての反省を深め、被害者に対する謝罪の気持ちを固めて、出院後に続く社会生活の中での償いの気持ちを持続させて行くための取組みを行いる。なかでも、長期間の処遇を受けることが相当と考えられるケースでは、重点的プログラムの集中的実施や反復の実施により、反省の深化と定着が図られる。グループワークによって重大事犯の当事者が意見交換したり、寮内の集会活動で、生活仲間からの助言を受けたりすることもある。

平成 23 年度からは、性犯罪と薬物犯罪についての特別プログラムを特定

施設において集中して行うコースが設けられ、当該期間だけ他の施設からも該当者を移送して受講させ、修了後は元施設に還送して本来の処遇コースで引き続きの教育を受けるという取り組みも開始されている。

⑤考える:矯正教育は、豊かな人間性を育み人生の目的を考える教育である。

一人一人が問題点を深く考えたり、相手の身になって考えてみたり、他者の気持ちを受け止めたりすることができるようになるには、平素から心を通わす訓練が必要であり、それには、教官との「心のキャッチボール」が重要な役割を果たしている。担任の教官からの問いかけに何日も悩んで答えを出さず、自ら申し出て一人になって（個室生活で）考えを深めることにより、他人の心・相手の心がわかるようになったという少年もいる。少年の抱える苦悩・煩悶に、教官はとことん付き合うことによって、一人一人の人間の成長を促すことができる。少年にとって、身近な大人である教官の中に初めて成長のモデルとしての大人をみつけて、「あの先生のような大人になりたい」と出院時感想文に書いて出院する少年も少なくないのである。具体的には、少年が毎日綴る日記に対して行われる教官からのコメント（日記指導）、与えられた課題について考えをまとめる作文指導、随時或いは定期にも行われる面接指導といった少年院に伝統的な指導法のほか、少年院で開発されたロールレタリングという、相手の立場になって手紙を反復して書くという手法も活用されている。

(3) 最近充実に努めている教育活動

入院してくる少年たちは、社会の変動を敏感に反映して様々な問題を抱えている。少年院では、これらに適切に対応するため、教育内容・方法の見直しを重ねつつ、より効果的な教育活動ができるよう充実に努めているが、最近の取組みの中から、主要な三つの教育活動を紹介したい。

①被害者の視点を取り入れた教育

被害者の視点を取り入れた教育は、生活指導の一部として行われていた「非行の反省を深め、再非行を防止する働きかけ」を発展させ、命の大切さにつ

いて考えさせるとともに被害者に対する償いはどのようにすべきかを考えさせる働きかけであり、特に平成9年に発生した年少の少年による殺傷事件をきっかけとして新たな処遇コースが設けられたことから、教育上のプログラムとしての充実を図ることとなったものである。平成16年には矯正局において、犯罪被害者や遺族の会の代表、弁護士や研究者を招いて、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会が開催された。これは、当時、①被害者やその親族の心情等について一層の配慮が要請されている、②被收容加害者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識し、被害者に誠意をもって対応していくことについての指導を一層充実させることが要請されている、という状況の認識に立って、被害者支援団体を含めた外部の有識者とともに、矯正施設において行われている「被害者の視点を取り入れた教育」の在り方や、その教育内容・方法等の充実方策について検討を行う目的で開催されたものである。

そこで出された意見は、可能なところから直ちに施策に取り入れられ、既に現場で行っている教育プログラムを充実させて、被害者の方の「生の声」に接する機会を設ける、新採用職員研修、幹部研修等の機会ごとに被害者支援団体から講師を招聘する、録音・映像・印刷物等の各種教材を矯正局において作成して配布するなど、具体的な対応がなされてきた。

同研究会から7年が経過した平成23年には、その間の実施状況を振り返り検証して、一層の充実を図るための検討会が行われた。当初の研究会からメンバーは一部入れ替わったが、被害者支援団体等の代表者や研究者、民間の有識者等を招いて、現場からの指導状況の報告を受けるなどした。その結果、動機付けや準備性の程度に応じた段階的指導の充実、ゲストスピーカの協力で行う小集団に対する講話の前後に実施する職員による指導の充実等によって、これらは一層の効果が期待できることなどの意見が出され、また、ゲストスピーカに対する二次被害の防止に配慮すべきことから、職員にゲストスピーカの講演等を受講させる機会の拡充等による研修の充実と、事前事後の打合せの綿密な実施等によるゲストスピーカと連携の強化、さらにゲストスピーカと聴講者との双方向コミュニケーションが可能となる講演等の実施についての提案がなされた。さらに、特に少年院においては、指導モデル

案を作成することによって、当該指導を真摯に受ける姿勢を引き出す指導や、ゲストスピーカと少年との双方向コミュニケーションに工夫し、保護者の受講機会を設ける等について、具体的な施策をとることが提案された。

この取り組みは、一時期重点的に施策として展開すれば済むということではない。幾度も振り返りを重ねて、継続的に発展させていくことが肝要との認識の下で、担当者や幹部が代わっても指導は継続され充実されていくような展開が求められている。

すでに少年院では、この検討会の提案を受けつつ、新しい試みも取り入れていることが、昨年秋の日本矯正教育学会において発表された。一つは、T学園（短期処遇）における「被害者理解講座」について、他は、N少年院（長期処遇）における「裁判員裁判に対する理解と被害者の視点を取り入れた教育」についてという発表である。このように、検討会における検討事項は現場施設における新たな取組と充実を引き出ししており、なお一層の発展が期待されるところである。

②保護者に対する措置

保護者に対する措置とは、少年院法の改正で平成19年に付加されたもので、在院者の保護者に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができるという規定である。

少年院では、従来とも、少年が入院すると保護者に対して入院通知を出して矯正教育への理解と協力を求めつつ、これまでの養育上の問題や今後の課題等についての意見を聴き、新入生保護者会や中間期・出院準備期における保護者会において、それぞれの段階において、少年自身の問題や矯正教育の目標や課題等についての話題で担当者等と話し合いを行ってきたほか、随時面会に来院する保護者と面談し、また随時の教育行事等に参加・出席を求めするなどして親子の交流を深めるなどの活動を行うなどしてきた。さらに法改正の前後から、各施設ではそれぞれが編集した「保護者手帳」という冊子を配布して一層の理解と教育参加への助けとし、また「保護者講話」や「親子で学ぶワークショップ」などを開催する施設も増えてきている。そして、保

護者に対する働きかけの根拠規定が設けられたことを弾みとして、少年院は、「少年が変わる」施設から「少年も保護者も学び、変わる」学習の場へと、その教育活動を充実させる取り組みに力を入れている。

③就労・就学支援

少年は、すでに述べたように、出院後は「働く若者」「学ぶ若者」として社会に羽ばたいてほしいと願って送り出すのであるが、実際に働き口を得、あるいは学校に進学・復学等するには、なお様々な関門がある。不就労者の再非行率が高いということは統計の示すところでもある。そこで、就労を円滑にするために、これまでの矯正教育でも、資格取得を進め、平素の教育活動の中や SST のような講座指導の中で、職場や交友における人間関係の対応について学んだり練習したりすることで、適応・定着力の増強を図ってきている。加えて、より現実的な雇用情報や職場の求める人材についての問題意識を持たせるため、進路指導を一層充実させることとし、就労支援のための外部人材（産業カウンセラー等）の導入を行ったり、ハローワークの協力で求人情報の検索について学習する機会を設けたり、施設近隣で若者を雇用している事業主による講話を開いたりして、在院中から総合的な就労支援の展開に努めている。就学についても、基礎学力の向上のための平素の指導の充実に加え、出身中学等の協力で進学校の選定や学力向上のための補習指導を行ったり、すでに述べた高等学校卒業程度認定試験の受験を勧めたりしている。

5 少年院法の改正を巡って

現在の少年院法になってから 60 年以上が経過しており、平成 22 年 12 月に出された少年矯正を考える有識者会議提言において、在院者の権利義務関係や職員の権限に関する規定が少ないこと、省令及び訓令等で基本的な処遇制度を設計・運用する必要性があること、少年鑑別所に関する規定が不十分であることなどが指摘されて、目下改正作業が進められている。少年院法は、制定時本文 17 条、施行日、旧法の廃止、既存施設の見なし規定等の附則 5 条を加えても 23 条のコンパクトな法律であり、確かに制定以降、抜本的な

改正はなされてこなかった。法律としては大ざっぱな規定であるとも言われるが、それはとりもなおさず柔軟な規定でもあり、手探りで進めていく矯正教育の可能性を拡大していく支えとなってきたともいえるかもしれない。そして必要に応じて条文が付け加えられ、現時点では枝番を持つ条文を入れると本文は 28 か条となっている。ちなみに、各条文の履歴を細かく見てみると、制定時の条文で全く手が入っていない条文は、唯一「在院者の処遇」を定めた第 6 条だけのようにある。

昭和 24 年に制定されたこの法律の改正は、前史としての矯正院として開設された大正 12 年以來の少年矯正の実績と、法施行以來、戦後の混乱と苦難、社会の変動の中における処遇・教育の試行錯誤と創意工夫の取組み、また特に、昭和 52 年に実施された運営改善によって取り入れられた諸制度等を、改めて法律のかたちに取り直し、より一層の処遇・教育の充実によって少年の健全育成に資することができるようにとの意図を込めたものであると理解している。それが新しい法律のかたちとして、平成 23 年 6 月の国会提出時において、少年院法案は本則 147 条、少年鑑別所法案は本則 132 条としてまとめ上げられている。

特に少年院法案においては、第一に再非行防止に向けた処遇の充実に関する規定、すなわち矯正教育の基本的制度の法定化、円滑な社会復帰のための支援の実施等、第二に在院者の権利義務関係等の明確化、第三に社会に開かれた施設運営の推進と、大きな柱に沿った規定の充実が意図されている。改正案はひとたびは廃案となったものの、いずれ新法成立の暁において現場施設は、これまでの数倍という膨大な条文に圧倒されることなく、ゆめ手続きをもって事足りると錯誤することなく、法を有効に活かしながら、矯正教育の本質を大切にしながら、その本分を追究していくことが新法に掛ける国民からの期待であると認識している。

6 更生の主体を育てる～まとめに代えて～

少年院で矯正教育を受けた少年たちの立ち直りは、簡単なことではない。在院中に様々な教育を受け、立ち直りの決意を固めて出院していても、家

族生活、就労・就学と職業・学校生活、交友関係、地域社会生活等々、行く先々に、難問が山積しているのであるから。短期的には保護観察を受けながら、どうにか頑張って立ち直った少年も、実は保護観察が切れた後にも、難関に遭遇しないとは言えない。極端な言い方になるが、少年たちは人生の長い旅路において、ひたすら立ち直りの道を歩むことになる。されば、その先は誰が支えるのか。

平成 21 年 1 月、一人の大学教員と一人の少年院出院のその教え子が共鳴して、一つの自助グループが立ち上がった。少年院を出院した人たちが、本当に心を開いて話し合える仲間がほしい、同じように非行に陥った少年たちに語り伝え、語りかけ話し合うことを通じて自らの立ち直りを更に固め、生活への自信の源としたい、本当の償いにつながる生き方がしたい、そのためにも一生懸命に生きて、お互いに少しでも立ち直りの参考にしたい、共に手を携えて頑張っていきたい、そういう様々な願いを込めて話ができる場・居場所を作りたいという活動を始めた。

彼らは少年院にも招かれて、在院生に講演したり、保護者の皆さんに語りかけたりする機会を与えられ、参加した少年や保護者の皆さんからは、迷っていたこと、悩んでいたことの霧が晴れる思いがした、不安が希望に変わりつつあるといった声も聞かれたという。また、出院したが、これからの生活が不安だ、立ち直りの相談相手がほしいという出院生たちも、親や保護司さんに勧められた、出版物に刺激されたなどと、少しずつ、その先輩たちと話し合いをする交流会の場に顔を出す例が報告され、同様に支援のボランティアも参加するなどして、少しずつ輪が広がってきているようである。

そして、特定非営利活動法人（NPO）を設立して、社会的存在としての声を挙げた。設立当初は、当事者（少年院を出院した経験のある者）と非当事者が協力して立ち上げた法人であるが、その後の活動を展開する中で真の当事者団体へと発展した。すなわち、法人登記上、代表者も理事も、その他の役員も、一切を当事者で構成することとなって、非当事者は、相談に応じたり、事務的な補助をしたりという役割に回っている。言わば当事者団体に純化されてからの活動の展開には、ある種の活性化エネルギーが働いているようで、「交流会」と称し、地域ごとに当事者やサポーターが会合を持ち、生活

状況を話したり、楽しみの場を持つたりするという基幹的活動が一層活発化している。そのブログを見ると、2013年当初には、東京、大阪、福岡、名古屋、広島、長野、横浜、静岡、京都において定例の交流会が持たれ、仙台、札幌及び高松において、定例化に向けて広報を兼ねた何回かの試行的交流会やシンポジウムが開かれていることが報告されている。

各地域の活動は、それぞれに活動をけん引する中心人物の当事者が仲間づくりをしている。例えば少年院を出た後海外で力をつけて戻ってきた、大学を卒業して社会人として働いている、働きながら大学で勉強をつづけている、主婦として母親として頑張っているといった、いずれもたくましく生きている、家庭生活と当事者活動を両立させながら頑張っている人たちである。それらの交流会には、当事者のほか、矯正や保護の関係職員、教誨師、民間の協力者等が定期的に会合している。「第1回目に参加した当事者は、実は自分一人でした」という状況を乗り越えて、諦めることなく毎月地道に開催し続けることにより20数回を重ね、当事者と非当事者、それぞれ数名ずつの会合として定着してきている例や、スポーツ等のイベントも取り入れ、他の青少年健全育成関係組織と連携した活動を展開しているところもある。他方、開催は定例化したものの、地元にあつて交流会を引っ張っていこうという人材を確保できないまま、遠隔地から毎回出張して、地元の参加当事者と非当事者サポーターと合流しながら開催している地域もある。

当事者が、このような自助団体に加わることは、自ら手を挙げ、一歩前に出て名乗ることである。現実の社会の中では、決して容易な事ではない。重い決断の末のことだろう。いつの日か誰もがとは言えても、現状では誰でもできることではないだろう。人それぞれ、置かれた条件も異なっているし、それぞれに生きる道もある。しかしいずれにせよ願わしいのは、それぞれが、本当の償いを重ねることも夢を追究することも含めて、立ち直りの主人公、我が人生の主演として生きていくことであり、少年院に求められることは、矯正教育を通じて、そのような主体性をいかにして育てることができるかということであろう。

少年院出院者たちは、かつて他者を傷つけ、自らをも傷つけた、そして、その過去において深く傷つけられた経験を持つものも少なくない。どうした

ら、本当の償いができ、また自らもこの社会の中で生きながら、幸せをつかんでいくことができるのか。私も幸せになっていいのですかという問いを發する出院者もいる。誰であっても、その権利も資格も十分にある。そして、彼らもまた、この社会の次代を支える貴重な人材として活躍してほしい人たちでもあるはずである。私たち先行世代は、彼らをこの社会の後継者として温かく受け入れ、見守っていきたい。

参考)

* 『セカンドチャンス！～人生が変わった少年院出院者たち～』, 新科学出版社,
2011

* 広田照幸他『現代日本の少年院教育・質的調査を通して』名古屋大学出版会, 2012